

 鹿児島県霧島市

企業立地プロジェクト 2026



**飛行機を降りたら、そこは霧島市
南九州の中心地、空と陸の交通の要衝地**



日本の原点・霧島市を、日本一のふるさとに
世界にひらく、人と自然の調和する霧島市



人材は、新卒者が豊富です!

始良伊佐地区には、高校等15校、高専1校、大学1校、短大1校があります。

霧島市 卒業者 1,192名

※大学1校、短大1校、高専1校、高校等7校

- 第一工科大学
- 第一幼児教育短期大学
- 鹿児島工業高等専門学校
- 霧島高等学校
- 国分高等学校
- 隼人工業高等学校
- 福山高等学校
- 牧之原特別支援学校 高等部
- 国分中央高等学校
- 鹿児島第一高等学校

始良市 卒業者 703名

※高校等5校

- 加治木高等学校
- 加治木工業高等学校
- 蒲生高等学校
- 加治木特別支援学校 高等部
- 龍桜高等学校

伊佐市 卒業者 94名

※高校3校

- 伊佐農林高等学校
- 大口高等学校
- 大口明光学園高等学校

周辺人口
約**22万人**
(始良伊佐地区)

卒業者計 1,989名!
(令和7年3月)

霧島市では、鹿児島労働局との雇用対策協定に加え、令和6年10月に本市や関係機関で構成する「霧島市地域雇用創造協議会」を発足させ、企業と求職者双方への支援で「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を力強く推進しています。また、新規学卒者を対象とした企業説明会や見学会等を開催しており、若く有望な人材の採用活動や、地域での知名度向上等につながる事が期待されます。



1700m 韓国岳
1411m 大浪池

アルバックグループ



横川IC

鹿児島空港

妙見・安楽温泉郷

九州自動車道

溝辺鹿児島空港IC

鹿児島郵便局

鹿児島臨空団地

鹿児島神宮

隼人駅

霧島温泉郷

京セラ(株) 鹿児島霧島工場
隼人プロック

日当山温泉郷

ソニーセミコンダクタ
マニファクチャリング(株)
鹿児島テクノロジセンター

国分駅

隼人西IC

鹿児島県工業技術センター

鹿児島工業高等専門学校

天降川

隼人東IC

AZスーパーセンター隼人店

至始良市、鹿児島市

霧島市の5つの魅力

1. 絶好の地理条件

霧島市は県央に位置し、鹿児島空港や九州自動車道などの交通インフラが市内に整っているため、アクセス環境において、スムーズ・スピーディです。

2. 環境と資源の強み

霧島市は、アクセス環境の良さに加え、北には霧島山、南には鹿児島湾があり、温泉や豊かな自然、水と電力の確保ができることも魅力です。

3. 豊富な人材

市内には工業大学や工業高等専門学校等のほか、工業系、商業系、普通科など7校の高等学校等があります。毎年多くの優秀な卒業生を送り出しており、若く資質の高い人材を業種に応じて採用することができます。

霧島市を含む通勤圏内(約30km圏内)の人口約99万人
※霧島市・始良市・鹿児島市・垂水市・曾於市・都城市

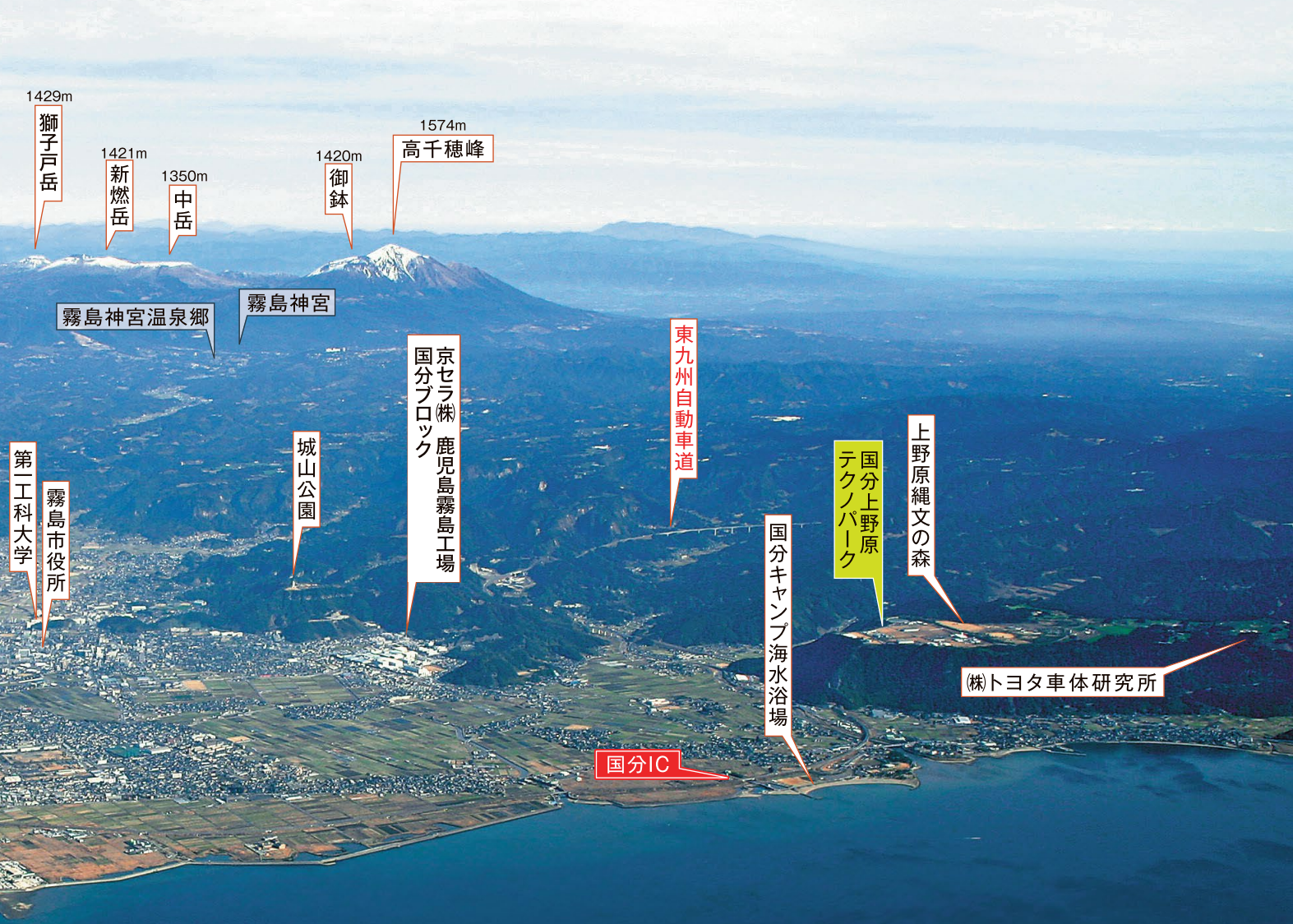
4. 優遇制度の充実

霧島市は企業が工場を新設、増設等した場合、要件に応じて補助金を交付しています。補助内容は用地取得費補助金上限額5億円、施設設備補助金上限額1億円、新規地元雇用者補助金上限額1千万円です。また、固定資産税の3年間課税免除等もあります。

最高5億1千万円+
固定資産税3年間免除等

5. 選ばれる産業拠点

霧島市には県外企業等が100社立地し、外資系企業からも注目を集めています。これらは、コストパフォーマンスや交通アクセス、物流、関連企業の立地など、さまざまなアドバンテージと優遇制度などの立地支援とのバランスの良さが認められた証です。



霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、空港や高速道路、鉄道を有する交通の要衝です。

市の北部には日本で最初に国立公園に指定された風光明媚な霧島連山があり、南部は広大な平野部が波静かな錦江湾に接し、湾に浮かぶ雄大な桜島を望むことができます。

また、霧島連山から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く豊かな天降川をはじめ大小199の河川があり、その流域に広がる豊かな田園、そして山麓から平野部までいたるところに、温泉が湧き出ております。海、山、川、田園、温泉など多彩で豊かな地域です。

霧島市の概要

人口 122,408人

世帯数 63,137世帯

面積 603.17km² (令和8年1月1日現在)

誘致企業※の索引 (令和8年4月1日現在)

※本市(旧市町)と立地協定を締結した企業

地区	番号	社名	業種
国分地区	1	(有)旭商事	プラスチック製品
	2	(株)アステックコーポレーション 霧島営業所	プラスチック製品
	3	井関鉄工(株)	鉄鋼業
	4	岩田産業(株) 霧島国分営業所	飲食料品卸売
	5	(株)ウェルファームフーズ 霧島事業所	食料品
	6	(株)大迫精機	生産用機械器具
	7	鹿児島オキシトン(株) 国分工場	化学工業
	8	(株)カゴシマパンズ 霧島加工センター	食料品
	9	(株)九州タブチ 霧島工場/上野原テクノパーク工場	金属製品
	10	共栄機械(株) 国分工場	生産用機械器具
	11	京セラ(株) 鹿児島霧島工場 国分ブロック	電子部品・デバイス
	12	霧島エコバイオ(株)	飼料
	13	(株)霧島MED	生産用機械器具
	14	キリシマ精工(株)	非鉄金属
	15	KAWホールディングス(株)/九州航空(株) 国分事業所	道路貨物運送業、倉庫業
	16	窪田産業(株) 国分工場	生産用機械器具
	17	国分電機(株)	電気機械器具
	18	(株)さつまファインウッド	木材加工・販売
	19	三甲(株) 九州第2工場	プラスチック製品
	20	(有)サンワ技研 霧島工場	金属製品製造業
	21	CNK(株)	金属製品
	22	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株) 霧島TEC	電子部品・デバイス
	23	(株)ソフト流通センター 霧島支店	情報サービス業
	24	(株)テクノクロス九州	生産用機械器具
	25	(有)徳重製菓とらや 霧や櫻や工場	食料品
	26	関南木材(株) 霧島プレカット	木材・木製品
	27	(株)トヨタ車体研究所	技術サービス業
	28	二幸冷蔵運輸(株) 霧島営業所	道路貨物運送業、倉庫業
	29	日本エア・リキード(同) 霧島支店	化学工業
	30	ビップ物流(株) 霧島センター	道路貨物運送業
31	(株)平島 南営業所	金属製品	
32	富士精工(株) 霧島工場	生産用機械器具	
33	(株)藤田ワークス	金属製品	
34	マイクロカット(株)	情報通信機械器具	
35	南日本ガス(株) 国分工場	ガス業	
36	安井(株) 霧島製造所・営業所	プラスチック製品	
37	(株)柳川合同/柳川合同ロジ(有) さつま営業所	道路貨物運送業、倉庫業	
38	八幡金属(株) 国分工場	生産用機械器具	
39	(株)アステム 霧島LISセンター	その他卸売	
40	(株)アルプスエンジニアリング 霧島加工技術開発センター	生産用機械器具製造業	
41	加治木産業(株) 霧島工場	電子部品・デバイス	
42	(株)CLライン 霧島営業所	道路貨物運送業	
43	九州紙工(株) 霧島工場	パルプ・紙	
44	京セラ(株) 霧島霧島工場 隼人ブロック	電子部品・デバイス	
45	(株)健康家族 にんにく総合研究所・霧島工場・霧島包装工場	食料品	
46	コンドーテック(株) 霧島営業所	建築材料卸売	
47	(株)三翔精工 霧島工場	非鉄金属	
48	(株)山水 霧島工場	鉄鋼業	
49	(株)サンライト	窯業・土石製品	
50	(株)シーエル 南九州物流センター	道路貨物運送業	

地区	番号	社名	業種
隼人地区	51	スベイスピーケミカル(株) 霧島製造センター	プラスチック製品
	52	(株)静環検査センター 九州支店	技術サービス業
	53	(株)divx 霧島ラボ	情報サービス業
	54	東フロコーポレーション(株) 霧島事業所	業務用機械器具
	55	(株)西村ケミテック 霧島営業所	その他卸売
	56	日本郵便(株) 霧島郵便局	郵便業
	57	日本郵便輸送(株) 霧島営業所	道路貨物運送業
	58	(株)肥後産業 空港支店・臨空センター	道路貨物運送業
	59	ファナック(株) 隼人工場	生産用機械器具
	60	(株)ボムフード 霧島工場	小売業・レストラン運営
	61	(株)マブチ 霧島工場	パルプ・紙
	62	(株)総産業 霧島工場	生産用機械器具
	63	(株)ヤマウ 霧島工場	窯業・土石製品
	64	(株)ユピテル霧島	情報通信機械器具
	65	(株)渡辺興産/霧島渡辺藤吉本店 南九州営業所	金属製品
溝辺地区	66	(株)アルプスエステック	生産用機械器具
	67	霧島精機(株)	生産用機械器具
	68	きりしま高原麦酒(株)	飲料
	69	(株)信栄製作所 霧島工場	生産用機械器具
	70	(株)スズキ納整センター スズキ納整センター南九州	倉庫業
	71	ヒロセ(株) 南九州支店	金属製品
	72	大和物流(株) 霧島物流センター	道路貨物運送業、倉庫業
	73	(株)テクノ21グループ 霧島溝辺工場	生産用機械器具・ロボット
	74	NKプラスチック(株) 霧島工場	金属製品
	75	フルサト工業(株) 霧島営業所	金属製品
横川地区	76	(株)ロジステックネットワーク 霧島空港営業所	道路貨物運送業、倉庫業
	77	(株)アルバック 九州工場	生産用機械器具
	78	アルバックテクノ(株) 霧島CSセンター	生産用機械器具
	79	(株)オールエンジニアリング社 霧島工場	生産用機械器具
	80	かごしま空港36カントリークラブ	娯楽業
	81	(有)霧島クォーツ	生産用機械器具
	82	霧島コーアツセキサン(株) 霧島工場	窯業・土石製品
	83	(株)ケーアイシー	生産用機械器具
	84	薩摩産業(株) 横川工場	窯業・土石製品
	85	三基型枠工業(株) 霧島工場	木材・木製品
	86	ジャパンボーレックス(株) 霧島工場	生産用機械器具
	87	(株)新開トランスポートシステムズ 霧島事業所	道路貨物運送業
	88	(株)新光エンジニアリング 霧島工場	生産用機械器具
	89	新生飼料(株) 霧島工場	飼料
	90	大松精機(株) 霧島工場	金属製品製造業
	91	トーヨーニット(株) 霧島製造所	繊維工業
	92	前橋橋本合金(株) 九州工場	非鉄金属
地区牧園	93	(株)高山産業 まぎぞの工場	電子部品・デバイス
94	(株)ナチュラル 霧島工場	化学工業	
地区霧島	95	(株)霧島町蒸留所	飲料
96	霧島木質発電(株)	木材・木製品	
福山地区	97	坂元醸造(株) 福山工場	食料品
	98	日本漬物(株) 霧島工場	食料品
	99	平野産業(株) 九州工場	窯業・土石製品
	100	福山県酢(株) 第二福山工場	食料品

A 崎山工業団地
83 85 86 88 90

C 二石田工業団地
81

E 久留味川工業団地
66 70 74

B 上ノ工業団地
77 78

D 鍋迫工業団地
87 89 92

F 鹿児島臨空団地
40 42 45 46
50 54 55 58
64 65 72 76

G 小田工業団地
56 57

H 真孝工業団地
39 48

I 内工業団地
44

M 国分上小川工業団地
11

J 野口工業団地
22

N 岩坂工業団地
16 17

K 清水工業団地
5

O 第2岩坂工業団地
28

L 山下工業団地
7 11 29

P 川内工業団地
19

Q 国分上野原 テクノパーク
9 10 18 24
30 31 32 33
34 38



霧島市の優遇制度

霧島市では、補助金や減免措置等の優遇制度を設けております。
進出企業等を強力にバックアップします。



補助金 工場等を新設、増設、移転しようとする事業者に対して、工場等の設置に係る費用を助成します。

1) 霧島市工場等立地促進に関する条例

対象業種	適用要件	補助金額の算定方法等	
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 郵便業 研究開発施設 (※自然科学研究所含む) 農林産物を工業的に 生産する施設 情報サービス業 (★) インターネット付随 サービス業 (★)	○用地取得2,000㎡以上	① 工場等 用地取得費 補助金	土地取得額(造成費を含む)×40/100以内 【限度額】 新規雇用者の数が5人以上10人未満 … 2,000万円 新規雇用者の数が10人以上20人未満 … 3,000万円 新規雇用者の数が20人以上30人未満 … 4,000万円 新規雇用者の数が30人以上50人未満 … 5,000万円 新規雇用者の数が50人以上 … 6,000万円
	○操業開始が用地取得後 5年以内		② 大規模工場等 用地取得費 補助金
	○新規地元雇用者が操業開始時 かつ補助金交付申請時に5人以上	③ 賃借料 補助金	
	○立地協定の締結		④ 通信回線使用料 補助金
	○工場適地、産業導入地区、 市が幹旋する工場等用地等に 設置されること	⑤ 雇用促進 補助金	
○大規模工場等用地取得の場合 (新規雇用者が50人以上)	①~④の適用に伴い交付		

2) 霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例

対象業種	適用要件	補助金額の算定方法等	
同上※ (霧島市工場等 立地促進に関する 条例と同じ) ※郵便業は除く	○既存の工場等の同一敷地内または隣接する敷地内に 新たに工場等を建設 ○既存の工場等(空きスペース)に機械設備や附属設備を 新たに取得 ○工場等を設置した日から2年以内に操業 ○新規地元雇用者が補助金交付申請時に10人以上 ○立地協定の締結 ○設備投資額2億円以上 ○工場等立地促進に関する条例との重複はできない	① 施設設備 補助金	施設及び設備取得費用×5/100 【限度額】1億円
		② 雇用促進 補助	新規地元雇用者(霧島市在住者)の数×20万円 (障がい者であるときは10万円加算) 【限度額】1,000万円

緑地面積率等の緩和

下記の区域内にある工場立地法に基づく特定工場(※)については、緑地面積率等が緩和されます。

霧島市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく
準則を定める条例

区 域	緑地の 面積の 敷地面積に 対する割合	環境施設の 面積の 敷地面積に 対する割合
都市計画法の準工業地域	10%以上	15%以上
都市計画法の工業地域 及び用途地域の定めのない区域	5%以上	10%以上

霧島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤
強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

区 域	緑地の 面積の 敷地面積に 対する割合	環境施設の 面積の 敷地面積に 対する割合
乙種区域(野口工業団地・山下工業団地・ 内工業団地・真孝工業団地・国分上小川工業団地・ 川内工業団地・清水工業団地)	5%以上	10%以上
丙種区域(国分上野原テクノパーク・岩坂工業団地・ 第2岩坂工業団地・小田工業団地・鹿児島臨空団地・ 上ノ工業団地・久留味川工業団地・崎山工業団地)	3%以上	5%以上

(※) 特定工場 業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)
規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

税の減免等の措置 3年間の減免措置あり!

- ① 霧島市工業開発促進条例
- ② 霧島市過疎地域産業開発促進条例
- ③ 霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する条例
- ④ 霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例

条例	税の種類	地域指定	要件	適用対象業種等	その他
①	固定資産税	全地域	設備等の取得価格：2,500万円超	製造業、鉱業用鉱物採掘施設	課税免除
			設備等の取得価格：3,000万円超 雇用増：16人以上	道路貨物運送業、倉庫業 こん包業、卸売業	
			設備等の取得価格：5,000万円超	試験研究設備	不均一課税
②	固定資産税	旧横川町、旧牧園町 旧霧島町、旧福山町	設備等の取得価格：500万円以上 ※ただし、業種・資本金額等により異なる。	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	課税免除
③	固定資産税	地域未来投資促進法に おける促進区域(注1)	家屋・構築物・土地(※)の取得価格：1億円超 (農林漁業関連業種は5,000万円超)	製造業、情報通信業、観光業等	課税免除
④	固定資産税	地域再生法における 地方活力向上地域(注2)	家屋・構築物・土地(※)・機械装置の取得価格：3,800万円以上 (中小事業者は1,900万円以上)	業種は問わない	課税免除(移転) 不均一課税(拡充)

(注1) 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の知事承認を受ける必要があります。(※) 土地については、取得日翌日から1年以内に建設の着手があった場合に限りです。
(注2) 地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の知事認定を受ける必要があります。

鹿児島県の主な優遇制度

補助金 鹿児島県企業立地促進補助金

事業所の設置に必要な費用の一部を最高10億円補助します。

対象業種	適用要件		補助額の算定方法	限度額
	設備投資額	新規雇用者数		
製造業、流通業(注) (対象は工場、倉庫)	—	5人以上	設備投資額×2% +30万円×新規雇用者数	5億円
研究開発施設 (対象は研究開発施設)		6人以上	設備投資額×6% +30万円×新規雇用者数	6,000万円
情報通信関連業種 (対象は事務所)		増設 5人以上	設備投資額×2% +30万円×新規雇用者数	
		新設 5人以上	設備投資額×10% +30万円×新規雇用者数 賃借料×50%(3年間) 通信回線使用料×50%(3年間)	
製造業、情報通信関連業種、流通業等 (対象は工場、倉庫、事務所)	10億円以上	30人以上	設備投資額×6%	製造業：10億円 その他：5億円
研究開発施設(対象は研究開発施設)			設備投資額×10%	
データセンター	50億円以上	5人以上	設備投資額×6%	5億円
製造業、情報通信関連業種、 研究開発施設、流通業等 (対象は特定業務施設)	—	1人以上 (大企業は 5人以上)	設備投資額×2% +30万円×新規雇用者数 +移転経費×50% +賃借料×50%	6,000万円

鹿児島臨空団地用地購入費への補助

鹿児島臨空団地に立地する企業の用地購入費に対して補助します。

区分	内容
対象団地	鹿児島臨空団地
分譲面積	製造業：6,000㎡以上、流通業：2,000㎡以上
補助額	用地購入代金の10～35%相当額 製造業：35%(分譲面積6,000㎡以上) 流通業：35%(分譲面積10,000㎡以上) 10%(分譲面積2,000㎡以上～10,000㎡未満)

※流通業は、「貨物運送業」「倉庫業」「こん包業」「卸売業」です。
※補助率や適用期間等詳細な条件については、お問い合わせください。

(注) 鹿児島臨空団地に立地する「貨物運送業」「倉庫業」「こん包業」「卸売業」を対象とします。
※用地等取得後3年以内の操業開始が要件となります。(ただし、製造業については増設期間の制限はありません) 補助金の交付には、県立会による霧島市との立地協定が必要です。
※設備投資額は用地取得費を除きます。
※情報通信関連業種は、「ソフトウェア業」「情報処理・提供サービス業」「インターネット附随サービス業」を指します。

鹿児島県生産設備投資促進補助金

施設・設備の増設及び設備の更新に必要な費用の一部を最高3億円補助します。

対象業種	適用要件	補助額の算定方法	限度額
製造業	設備投資額：3億円以上 雇用維持、生産性向上	設備投資額×2% +移転経費×50%	3億円

※進出企業(県外に本社又は親会社がある企業)が対象です。補助金の交付には、県立会による霧島市との立地協定が必要です。
※要件に係る設備投資額には、県外からの移転設備に係る残存価格を含みます。
※設備投資額は用地取得費を除きます。「更新」は設備投資額から既存設備の価格を差し引きます。

国の優遇制度

税の減免等の措置

減価償却資産を新増設する場合は、次のとおり特別償却等することができます。

対象地域	要件 (設備等の取得価格)	対象業種	割増償却の割合	
			機械・装置	建物・付属設備
旧横川町、旧牧園町 旧霧島町、旧福山町	500万以上 ※ただし、業種や資本金規模によって異なる。	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	32/100	48/100
対象地域	要件 (設備等の取得価格)	対象業種	特別償却の割合(建物・付属設備)	
地域再生法における地 方活力向上地域(注1)	建物、建物附属設備、構築物の取得価額： 4,500万円以上(中小企業は1,000万円以上)	業種は問わない	移転型	拡充型
			特別償却25%または 税額控除7%	特別償却15%または 税額控除4%
地域未来投資促進法に おける促進区域(注2)	1億円以上	製造業、情報関連業、観光関連 産業等	機械・装置 特別償却35%または 税額控除4%	建物・付属設備 特別償却20%または 税額控除2%

(注1) 地域再生法に基づき「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成し、県知事の認定を受けることが要件です。
(注2) 地域未来投資促進法に基づき「地域経済牽引事業計画」を作成し、県知事の承認を受けることが要件です。

空 すべてに優れる 陸 海 絶好の地理条件!!

東アジア全域が狙え、電子デバイス産業の立地にも最適

国内1日17路線、海外4定期路線(ソウル・上海・台北・香港)
年間乗降客数 約573万人



空路
鹿兒島空港

福岡空港	40分	1便/日
大阪国際空港	70分	14便/日
関西国際空港	70分	2便/日
中部国際空港	75分	5便/日
富士山静岡空港	85分	1便/日
東京国際空港	100分	22便/日
ソウル	100分	7便/週
上海	100分	運休中
台北	110分	3便/週
香港	180分	運休中

陸路
溝辺鹿兒島
空港インター

福岡	210分
熊本	150分
鹿兒島市	40分

海路
志布志港

〔国内定期航路〕	〔主な寄港地〕
毎日	大阪南港
4便/週	東京港・那覇港
1便/週	那覇港・中城湾港
4便/週	神戸港・大阪港
〔外貿コンテナ定期航路〕	
台湾航路 1便/週	高雄・台中
韓国航路 6便/週	釜山 (2便休止中)
中国航路 2便/週	大連・青島・上海

港も近い!
志布志港 90分
川内港 100分
※陸路

霧島市

企業立地に関するお問い合わせ 企業立地に関することは、霧島市商工振興課へ申し付けください。

霧島市商工観光部 商工振興課

〒899-4394 鹿兒島県霧島市国分中央三丁目45-1
TEL: 0995-45-5111 (代表)
TEL: 0995-64-0903 (ダイヤルイン)
FAX: 0995-64-0958
E-mail: kigyosin@city-kirishima.jp



【鹿兒島県関係】

鹿兒島県商工労働水産部 産業立地課
東京事務所 企業誘致課
大阪事務所 企業誘致課

TEL: 099-286-2983
TEL: 03-5212-9062
TEL: 06-6341-5618
FAX: 099-286-5578
FAX: 03-5212-9063
FAX: 06-6341-7210

<https://www.city-kirishima.jp/>